

### 第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 社線の区間または、社線と東海旅客鉄道株式会社線にまたがって、常時区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月の通勤定期乗車券を発売する。

#### 2. 定期乗車券購入申込書

定期乗車券購入申込書	
定期乗車券の種類	通勤・通学・持参人
利用者の氏名・年齢及び性別	( ) 男 女
通勤先又は所在地 は用務先名称	電話( )
乗車区間	經由
通用開始日及び有効期間	平成 年 月 日から 月
(注意) 申込者が記入し、又は該当のものを○で囲んでください。 下欄には記入しないで下さい。	
年 月 日まで	
番号	記事

12.8cm

9.1 cm (裏無地)

備考 持参人定期乗車券については、社線区間相互間とする。

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生・生徒・児童または幼児が社線の区間または、社線と東海旅客鉄道株式会社線区間を通学のため常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出した時、または通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ定期乗車券申込書に必要事項を記入して提出した時は、旅客の居住地最寄りの駅と在籍指定学校最寄りの駅との相互間について、1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月の通学定期券を発行する。

#### 2. 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契印 通学証明書	
NO	学校又は指定番号
通学者の氏名 年齢及び性別	( ) 男 女
通学者の氏名	
通学者の氏名	部 科 学年(年次)
無料及び学年	駅 区間 經由
通学定期乗車券の有効期間	平成 年 月 日から 月
通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から
平成 年 月 日発行	
学校所在地	代表者 捺印
学校名	
学校代表者氏名 (計算)	
1. この証明書の有効期間は、発行日を含めて1ヶ月間です。 2. この証明書のうち※印の■以外の記入事項は、発行者がインキで記入(性別)は、該当のものを○で囲む。)してください。 3. この証明書のうち※印の欄は、通学者がインキで記入してください。 4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の捺印、その他の記入事項については代表者の認印のないものは、使用できません。	
下欄に記入しないで下さい。	
年 月 日まで	
番号	記事
平成 年 月 日駅発行	

18.2cm

12.5cm

備考 必要により、様式の上部余白に最寄り駅欄を印刷する。

3. 通学証明書の有効期間は、発行の日から1ヶ月間とする。

ただし、指定学校の夏期・冬期の休暇その他の長期休暇後に使用する通学証明書は、次の各号により、これを当該休暇前又は休暇中に発行することができる。

- (1) 発行年月日は所定によって記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により、有効開始日を赤書きして、学校代表者の職印を押す。
- (2) 有効開始日は、発行年月日から2ヶ月以内の日とする。

4. 指定学校の学生、生徒若しくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で会社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第37条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2. 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要がある時は、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を附加して発売することがある。

3. 通学証明書（一括発売用）の様式は、次のとおりとする。

通 学 証 明 書									
							第 号		
							平成 年 月 日		
							学校別 又は指定番号		
							学校所在地		
							学 校 名		
							学校代表者氏名	代表者 職印	
下記は本校在学の学生(生徒)で下記通学区間を通学するものであることを証明します。									
学年	身分証明 番号	氏名	年会	性別	発着区間	使用開始日	有効 期間	住所	※定期乗車券番号
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	
								市 町 村	

(注1) ※印の欄は係員が記入します。 ※平成 年 月 日 駅発行  
(注2) 番号は年度更新して下さい。

(特殊割引 (持参人) 定期乗車券の発売)

第38条 会社が特に必要と認めた場合は、職場単位、家族単位、グループ単位等の代表者に対して特殊割引 (持参人) 定期乗車券を発売する。ただし、発売区間は社線内相互間とする。

2. 特殊割引 (持参人)、定期乗車券を購入する場合は定期乗車券購入申込書に代表者氏名及び職場の名称を正確に記入しなければならない。

(身体障害者に対する定期乗車券の発売)

第39条 第1種身体障害者及び第2種身体障害者が単独又は、介護者とともに乗車する場合（東海旅客鉄道株式会社線にまたがって乗車する場合は、第1種身体障害者及び12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合）で身体障害者手帳を呈示し、定期乗車券の購入を申し出たときは割引の定期乗車券（通学証明書をあわせて提出したときは、通学定期乗車券）を発売する。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券を発売する。また、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても通勤定期乗車券を発売する。

ア. 乗車券の発売区間は、東海旅客鉄道株式会社線及び連絡社線の相互間とする。

イ. 身体障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。

(知的障害者に対する定期乗車券の発売)

第39条の2 第1種知的障害者及び第2種知的障害者が単独又は、介護者とともに乗車する場合（東海旅客鉄道株式会社線にまたがって乗車する場合は、第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合）で療育手帳を呈示し、定期乗車券の購入を申し出たときは割引の定期乗車券（通学証明書をあわせて提出したときは、通学定期乗車券）を発売する。

ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券を発売する。また、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても通勤定期乗車券を発売する。

ア. 乗車券の発売区間は、東海旅客鉄道株式会社線及び連絡社線の相互間とする。

イ. 知的障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。

(精神障害者に対する定期乗車券の発売)

第39条の3 障害等級1級精神障害者・障害等級2級精神障害者及び障害等級3級精神障害者が単独又は、介護者とともに乗車する場合で精神障害者保健福祉手帳を呈示し、定期乗車券の購入を申し出たときは割引の定期乗車券（通学証明書をあわせて提出したときは、通学定期乗車券）を発売する。

ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券を発売する。また、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても通勤定期乗車券を発売する。

ア. 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。

(定期乗車券の発行方)

第40条 定期乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。

- (1) 乗車区間・有効期限・旅客運賃・その他の必要事項を表示し、乙片を切断する。
- (2) 「定期乗車券購入申込書または、通学証明書の記載事項がカナタイプにより記載されている場合は、氏名をカタカナで表示することができる。
- (3) 旅客が女性である場合は、券面有効期限（日付）下部点線の上に赤色の色鉛筆で横線一条を引く。

- (4) 定期乗車券を継続発売する場合は、定期乗車券表面中央部右方に 

継続
----

 印を押なつする。

(連絡定期乗車券の発行方)

第41条 連絡となる通学乗車券を発行する場合は前条による他次による。

- (1) 小学生及び中学生に対して発行する場合は、甲片(旅客用)、乙片(報告用)の表面余白に「 

小中	42
----	----

 」を押印する。
- (2) 高校生に対して発行する場合は、甲片(旅客用)、乙片(報告用)の表面余白に「 

高	46
---	----

 」を押印する。
- (3) 運賃欄の記入方は、甲片(旅客用)には、収受額を乙片(報告用)には、東海旅客鉄道株式会社線区間の運賃及び社線運賃を相当欄に記入し計欄には収受額を記入する。

(定期乗車券の有効期間の調整)

第42条 有効期間の調整した定期乗車券を発行する場合は次による。

- (1) 定期乗車券を一括発売する場で、定期乗車券の有効期間には数となる日数を(「調整期間」)を新たに発行する定期乗車券の有効期限の翌日から付加して発売するものとする。ただし調整期間は90日以内とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず通学定期乗車券については、旅客本人のみの場合でも発行することができる。ただし調整期間は29日以内とする

(有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃の計算方)

第43条 前条による定期乗車券の有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃は、1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月の定期旅客運賃に有効期間が1ヶ月の定期乗車券にあつては30日、3ヶ月の定期乗車券にあつては90日、6ヶ月の定期乗車券にあつては180日で、それぞれの定期旅客運賃を除し、その1円未満の端数を1円単位に切り上げた額に調整期間を乗じ端数処理した額を計算したものとする。

(定期乗車券の継続発売)

第44条 定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券の有効期間内にこれと引換えに同一の種類、区間及び経路のものを発売する場合は、有効期間の開始日の14日前から原定期乗車券を回収し、新たに発行する定期乗車券の発行の日から、その有効期間の開始日の前日までについて原定期乗車券の残余の有効期間を移し替えて発行することができる。この場合、定期乗車券の表面中央部右方及び収受した定期乗車券購入申込書又は、通学証明書の表面余白に継続して発売した証として 

継続
----

 印を押すものとする。

(定期乗車券の予約発売)

第45条 定期乗車券を直ちに発行する暇のない時は、次の各号に定めるところによって定期乗車券の予約発売を行うことができる。

- (1) 定期乗車券購入申込書または通学証明書を収受して予約の受付をする。この場合、定期乗車券の引渡日時を明らかにしておくものとする。

(2) 旅客運賃は、定期乗車券を交付する時に収受するものとする。

(定期乗車券再交付の場合の発行方)

第46条 定期乗車券の再交付する場合は、次の各号によって発行し新たに発行した定期乗車は旅客に交付し、乙片及び旅客から回収した定期乗車券は、乗車券簿に添付して営業課長に提出するものとする。

(1) 乗車区間、有効期間（始期及び終期とも）は、正当に記入する。

(2) 「旅客運賃は、次により記入する。

ア. 不足額を収受する場合は、甲片には正当に収受すべき額を、乙片には収受額を記入する。

イ. 過剰額の払い戻しをする場合は、甲片には正当に収受すべき額を記入し、乙片にはまつ線を引く。この場合、乙片余白に払い戻し額を記入する。

ウ. 前ア及びイ以外のものにあつては、甲片は原乗車券どおり記入し乙片にはまつ線を引く。

(3) 発行年月日は、再交付の年月日を、年齢は再交付当時のものを記入する。

(4) 甲、乙片の余白に、再交付の事由を「汚損」の例により簡記する他、「

再
---

」印を押すものとする。